

## 第5 自動火災報知設備

問1 規則第23条第5項第6号に該当する防火対象物のうち地階、無窓階及び1階以上の階に共同住宅又は一般住宅が存する場合は、煙感知器を設置しなければならないか。

答 原則として煙感知器を設置しなければならないが、令第32条を適用し、熱感知器の設置を認めて差し支えない。★

問2 同一敷地内に自火報の設置対象物となる防火対象物が2以上存する場合の受信機の兼用についてご教示願いたい。

管理権限が同一の場合で次の条件のいずれかに該当するものは、兼用を認めて差し支えないか。

- 1 受信機を設置しない防火対象物の警戒区域が1であるもの。
- 2 非常放送又は一般放送が受信機と同一の場所に設置、管理され、火災の放送を当該発生した防火対象物又は全防火対象物に有効に、かつすみやかに報知できるもの。
- 3 受信機を設置しない防火対象物が、常時無人の状態であるもの。

答 個々の状況を判断し、令第32条を適用して差し支えない。★

問3 共同住宅における自動火災報知設備の受信機の設置場所についてご教示願いたい。

- 答 ① 管理人等がない場合にあつては、2階以上の廊下等に防護措置を施し設置指導すること。★  
ただし、いたずら等のおそれがない場合にあつては、1階に設置して差し支えない。  
② 管理人等がいる場合は、当該室に設置するよう指導すること。

問4 エレベーター昇降路の頂部と当該機械室との間に開口部がある場合、当該開口部の面積に関係なく機械室の上部に煙感知器を設置しなければならないか。

答 エレベーターがワイヤーロープによって可動される構造のものは、エレベーター昇降路と機械室が完全に水平区画されていないため、機械室に煙感知器を設置することで足りる。

問5 学校等の昇降室（下足室）の感知器の設置についてご教示願いたい。

答 当該昇降室（下足室）が区画され、室の形態を有している場合は、設置させること。  
その他の場合は、設置を緩和して差し支えない。

問6 飲食店及び旅館等の客室の踏み込み部分並びに風除室の感知器を設置免除できないか。

答 令第32条を適用し、免除して差し支えない。★

問7 (削除)

問8 (削除)

問9 自動火災報知設備の感知器の設置緩和について  
次の場所について感知器を設置緩和してよろしいか。

- (1) 住居等の踏込み
- (2) 1㎡未満の収納
- (3) パイプシャフト（EPSを除く）等。ただし、可燃性物品等の集積により火災のおそれがある部分を除く)

答 お見込みのとおり。★

問10 自動火災報知設備の地区ベルの音量について、「全域に報知できる音量」とはどの程度の音量か。

答 任意の位置で65デシベル（居室にあつては60デシベル）の音量程度で指導されたい。なお、有効に報知できる範囲であれば65デシベルにこだわることはない。（ただし、有効に報知できないと判断される場合は、増設等の措置を講ずること。）★

問11 既存防火対象物に設置されている受信機（型式失効しているが特例期間中である。）を同一敷地及び管理権原者が同一という条件で、別棟に新築する防火対象物の受信機として、その特例期間中兼用を認めてよいかご教示願いたい。

答 状況等を勘案し、令第32条を適用し兼用を認めて差し支えない。★

問12 小規模な対象物について、警戒区域一覧図を免除できないか。

答 警戒区域が3以下で、かつ、火災発生場所が容易に判断できるものは免除してさしつかえない。★

問13 便所、浴室及びこれらに類する場所は、感知器の設置免除部分とされているが、洗面所、病院の汚物処理室はこれらに類する場所に該当するか。

答 お見込みのとおり。

問14 防爆型感知器の設置を要する場所をご教示願いたい。

答 可燃性ガス又は引火性物質（原則として引火点が40℃以下のものを指し、引火点が40℃を超えるものであつても、その物質の温度が、その場所に存在する状態において引火点以上になっている場合を含む。）の蒸気の発生するおそれのある場所に設置するものとする。★

問15 カラオケボックスの音響装置の取扱いについてご教示願いたい。

答 感知器が発報した際、カラオケ、有線放送等の音響を自動的に停止するよう施工すること。施工が困難な場

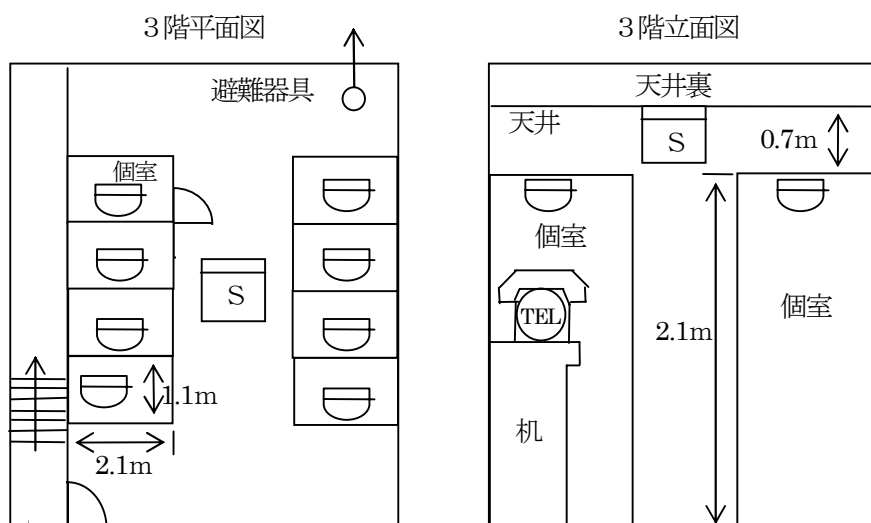
合は、各室に地区ベルを設置すること。

問16 10m未満の通路は、用途及び感知器の種別に関係なく感知器を設置免除できるか。

答 お見込みのとおり。なお、待合室等に供している場合は免除できない。

問17 防火対象物の3階(3)項口を(2)項ハ(テレホンクラブ)に用途変更し、次図のように間仕切りをし、個室を設けている場合、この各個室内に自動火災報知設備の感知器を設置しなければならないか。

なお、自動火災報知設備は3階部分を用途変更した後も、防火対象物全体に設置対象となり、3階は無窓階である。



答 お見込みのとおり。

なお、3階は無窓階であるので、煙感知器を設置しなければならないが、令第32条を適用し、熱感知器を設置して差し支えない。★

問18 廊下及び通路(以下「廊下等」)に設ける感知器の設置について、次のとおり解してよろしいか。

1 1項から6項まで、9項、12項、15項、16項イ、16の2項、16の3項に掲げる防火対象物の廊下等

煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を設置。(規則第23条第5項第2号)

2 7項、8項、10項、11項、13項、14項、17項に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は11階以上の階の廊下等

規則第23条第6項第2号に定める感知器を設置する。

3 7項、8項、10項、11項、13項、14項、17項に掲げる防火対象物の普通階(地階、11階以上の階を除く)の廊下等

規則第23条第6項第3号かっこ書きの規定により感知器の設置を要しない。

答 いずれもお見込みのとおり。

問19 自動火災報知設備及び非常警報設備の直上階鳴動方式が平成9年3月31日自治省令第19号により一部改正されたが、共同住宅用自動火災報知設備についても同様の措置を指導するべきではないか。

答 一定時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合全館鳴動となるよう措置するか、若しくは直上階鳴動とすることなく全館一斉鳴動で指導されたい。★

問20 下図のような建築物の場合、消防法施行規則第23条第4項第1号ロで定める「外部の気流が流通する場所」としていずれが該当するのか。

(昭和54.11.27消防予第228号)

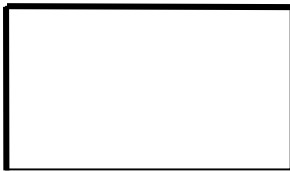
(1) 1面開放



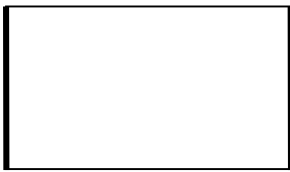
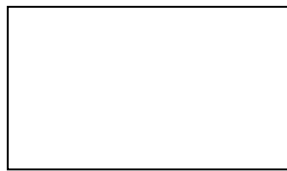
(3) 3面開放



(2) 2面開放



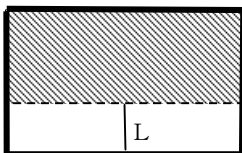
(4) 4面開放



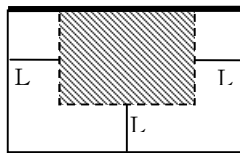
— 開放面  
 — 壁面

答 建築物の高さ、はり及び収容物等により、画一的に判断することが困難であるが、一般的に外気に面するそれぞれの部分から5m未満(L)の範囲を目安とされたい。

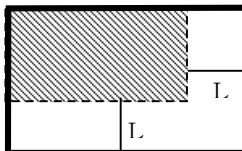
(1) 1面開放



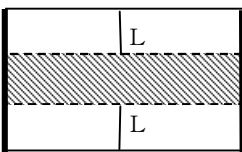
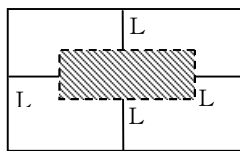
(3) 3面開放



(2) 2面開放



(4) 4面開放



— 開放面  
 — 壁面  
 ■ 警戒範囲